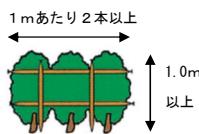


### ■生け垣整備事業

- 公共空間に面する部分の生け垣整備
- 専用住宅を除く建築物に付随する屋外駐車場（5台以上）のハーモニカ緑化



対象区域 

- 市内全域

補助金額 [景観形成区域・重要広域幹線景観形成区域]

- 補助率：70%、限度額：50万円

[上記以外]

- 補助率：25%、限度額：20万円

基 準 

- 高さ：1m以上
- ピッチ：1mあたり2本以上
- 合計延長：3m以上

### ■土壌修復事業

- 伝統的な既存土壌の修復



対象区域 

- 景観形成区域

補助金額 

- 補助率：70%、限度額：200万円

基 準 

- 合計延長：3m以上
- 既存土壌の修復に限る

### ■外構修景事業

- 公共空間に面する土壌の新設及び板垣、竹垣の新設・修繕

対象区域 

- 伝統環境保存区域



補助金額 

- 補助率：70%、限度額：50万円

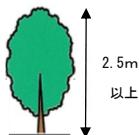
基 準 

- 合計延長：3m以上

- 板垣、竹垣は自然素材を使用したもの（擬木、擬竹は補助対象外）

### ■高木緑化事業

- 公共空間から望見できる高木・中木の植栽・移植



対象区域 

- 斜面緑地保全区域

補助金額 

- 補助率：70%、限度額：30万円

基 準 

- 3本以上の高木（高さ2.5m以上）

### ■巨木適正管理事業

- 周辺住民に危害や悪影響を及ぼすおそれがある巨木の枝打ち等

対象区域 

- 斜面緑地保全区域

補助金額 

- 補助率：70%、限度額：20万円

基 準 

- 高さ8m以上の巨木の枝打ち
- 密集樹木の間引き
- 竹林の伐採、枯木の伐採・除去

### ■保全団体活動支援事業

- 斜面緑地を良好に維持管理するための団体活動

対象区域 

- 斜面緑地保全区域

補助金額 

- 1年間あたり10万円

基 準 

- 樹木の間引き、補植、枝打ち、剪定、除草、清掃等

### ■沿道緑化事業

- 沿道セットバック部分の中高木を含む緑化

対象区域 

- 諸江通り区域
- 西インター大通り区域
- 東インター大通り区域

補助金額 

- 補助率：70%、限度額：30万円

基 準 

- 1本以上の中高木の植栽を含むもの

### ■屋外広告物等撤去事業

- 屋外広告物等の撤去

対象区域 

- まちなか区域

補助金額 

- [屋外広告物] 補助率：50%、限度額：25万円  
[特定屋内広告物（～R9.6）] 補助率：90%、限度額：100万円

基 準 

- 基準に合致しない広告物等の撤去

[別途、補助事業あり（沿道景観、川筋景観）]

### ■屋根修景事業

- 河川側から望見できる屋根の改修

対象区域 

- 川筋景観保全区域

補助金額 

- 補助率：50%、限度額：50万円

基 準 

- 黒の日本瓦葺きによる屋根の改修

### ■外壁修景事業

- 河川側から望見できる外壁の改修

対象区域 

- 川筋景観保全区域  
（浅野川区域：梅ノ橋～中の橋）  
（犀川区域：桜橋～新橋）

補助金額 

- 補助率：50%、限度額：50万円

基 準 

- 推奨色を採用した外壁の改修

### ■屋外設備修景事業

- 河川側から望見できる既存設備の目隠し

対象区域 

- 川筋景観保全区域  
（浅野川区域：梅ノ橋～中の橋）  
（犀川区域：桜橋～新橋）

補助金額 

- 補助率：50%、限度額：50万円

基 準 

- 屋上及び壁面の既存設備をルーバー、格子等で目隠し

### ■緑化事業

- 河川側から望見できる高木・中木の植栽

対象区域 

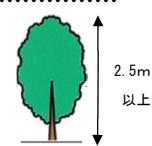
- 川筋景観保全区域

補助金額 

- 補助率：70%、限度額：30万円

基 準 

- 1本以上の中高木（2.5m以上）



**■屋根修景事業**

○眺望点から望見することができる屋根の修景

対象区域 • 近景形成区域

補助金額 • 補助率：50%、限度額：50万円

基 準 • 現状において黒の瓦葺きではない屋根について、黒の日本瓦葺きによる屋根の改修

**■屋外設備修景事業**

○眺望点から望見することができる既存設備の目隠し修景

対象区域 • 近景形成区域

補助金額 • 補助率：50%、限度額：50万円

基 準 • 現状において屋上、壁面等に存する屋外設備について、目隠し修景、移設等による改修

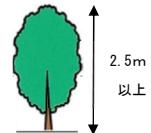
**■緑化事業**

○眺望点から望見することができる高木・中木の植栽

対象区域 • 近景形成区域

補助金額 • 補助率：70%、限度額：30万円

基 準 • 1本以上の中高木（2.5m以上）



※景観形成区域は、「伝統環境保存区域」「伝統環境調和区域」「近代的都市景観創出区域」の総称です。

※その他、「景観地区まちなみ修景事業（長町景観地区）」があります。

※詳細については、景観政策課へご確認ください。

補助制度の詳細→

(景観政策課ホームページ)

